

次期相模原市スポーツ推進計画策定支援業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、相模原市（以下「発注者」という。）が実施する「次期相模原市スポーツ推進計画策定支援業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

2 目的

現行の相模原市スポーツ推進計画（以下「現行計画」という。）は、スポーツ基本法に定める地方スポーツ推進計画に位置付けられており、上位計画の相模原市総合計画との整合を図り、令和2年度から令和9年度を計画期間としている。この間、新型コロナウイルス感染症の影響により、スポーツ事業を中止・縮小せざるを得ず、現行計画で定める成果指標の達成が思うように進まないものもあり、引き続き必要な施策を展開することが求められている。

さらに、令和7年6月にはスポーツ基本法が大幅に改正され、スポーツを通じた健康長寿社会や共生社会の実現、地域や経済の活性化、デジタル化の中での人との豊かなつながりなど、スポーツに期待される役割が一層重要視されている。

これらの社会的背景の変化と市民のスポーツライフの現状を踏まえ、次期相模原市総合計画との整合を図りながら、次期相模原市スポーツ推進計画（以下「次期計画」という。）を策定するにあたり、国、県、他自治体の動向、本市におけるスポーツ推進の現状や市民ニーズを調査し、次期計画の「骨子案」を作成するもの。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務の内容

本業務の内容は以下のとおりとする。以下の業務内容以外に、必要な調査事項及びその手法、検討すべき内容等があれば、企画提案として提案しても構わない。提案内容の実施に係る費用については見積書の金額に含めること。

（1）基礎調査

ア スポーツ推進を取り巻く社会状況の整理

相模原市のスポーツ推進を取り巻く状況について、現行計画策定時からの状況の変化や国、県、他自治体の施策動向を踏まえて調査する。

イ スポーツ資源及びスポーツ施設の調査

市内の総合型地域スポーツクラブや競技団体、ホームタウンチーム、民間事業者等の活動状況について調査し、本市のスポーツ資源の特徴や強み、課題について分析を行う。また、公共スポーツ施設、学校体育施設、民間スポーツ施設等の利用状況や配置状況を調査し、本市のスポーツ施設の特徴や課題について分析を行う。ただし、本

市スポーツ施設課が検討を進めている「(仮称)相模原市スポーツ施設の維持管理計画」と整合を取ることを。

ウ スポーツ事業に関する調査

市、公益財団法人相模原市スポーツ協会、その他民間事業者等が実施するスポーツイベント、スポーツ教室等について、実施状況を調査し、本市のスポーツ事業の特徴や課題について分析を行う。

(2) 市民へのアンケート調査、(3) スポーツ団体へのアンケート調査

市民、小中学生、スポーツ団体のスポーツに関する活動状況やニーズを把握し、分析及び課題抽出を行う。

ア 調査対象者、数量、調査票の発送および回収

調査区分	調査対象者	数量	調査票の発送および回収
一般	無作為抽出した18歳以上の市民	3,000人	郵送案内 Webフォームまたは書面による調査・回答
小学生	市立小学校に通う5年生 及び市立義務教育学校に通う5年生	約5,000人	Webフォームによる調査・回答
中学生	市立中学校に通う2年生 及び市立義務教育学校に通う8年生	約5,000人	Webフォームによる調査・回答
スポーツ団体	市スポーツ協会、当協会加盟団体、 市スポーツ少年団、市スポーツ推進 委員連絡協議会、パラスポーツ団体、 総合型地域スポーツクラブ、ホームタ ウンチーム、民間スポーツクラブ	約100団体	郵送案内 Webフォームまたは書面による調査・回答

イ 役割分担

役割	発注者	受注者
依頼文および調査項目の作成		○(市と協議の上)
依頼文および調査票の印刷		○
Webフォームの作成		○
宛名シールの用意、作成	○	
宛名シールの貼付		○
郵送料の支払い		○
発送		○
集計・分析作業		○

ウ 調査項目

調査区分「一般」に対しては、次の（ア）から（エ）を基本として受注者が企画立案し、発注者との協議の上で決定する。

- （ア） スポーツの実施状況
- （イ） スポーツボランティア等への参加状況
- （ウ） スポーツ競技の観戦や応援の状況
- （エ） その他（スポーツ推進のために相模原市に力を入れてほしいこと等）

調査区分「小学生」「中学生」に対しては、次期計画策定の基礎資料として子どもの視点を取り入れることができる内容となるよう受注者が企画立案し、発注者との協議の上で決定すること。

調査区分「スポーツ団体」に対しては、受注者が企画立案し、発注者との協議の上で決定する。

エ 集計・分析

回収した調査票を集計・分析する。各設問の単純集計のほか、性別、年齢別など必要な項目についてクロス集計を行う。結果は表・グラフを用いて分かりやすい形で整理し、基礎調査報告書として取りまとめる。

オ その他

基礎資料として、より効果が見込めると判断した場合は、発注者と協議の上、調査数量、調査票発送および回収方法を変更することができる。

（４）スポーツ推進の課題整理

一連の調査結果に基づき、本市のスポーツ推進の課題を整理する。

（５）次期計画骨子案の作成

（１）～（４）の結果に基づき、本市の次期計画策定に向けた骨子案を作成する。

（６）会議等の運営補助

次期計画を検討するために開催する相模原市スポーツ推進審議会（年３回の想定）において、次の事務を行う。

ア 資料作成

イ 資料説明、質疑応答

ウ 会議録作成

５ 次期計画の想定期間

令和１０年度から令和１９年度までの１０年間（上位計画である次期相模原市総合計画の（仮称）新・推進プログラムの計画期間と合わせる）

６ 業務スケジュール

業務スケジュールは発注者と協議の上、業務工程表を作成し提出すること。なお、相模原市スポーツ推進審議会は令和８年度に３回程度開催し、次期計画策定に係る諮問は１０

月頃の審議会で行う想定であり、答申は令和9年10月頃に受領することを前提とする。

7 成果品の提出先

成果品の提出先は、相模原市市民局スポーツ推進課とする。

8 納品

(1) 成果物は次のとおりとする。

- ア 市民及びスポーツ団体へのアンケート調査票
- イ アンケート結果のローデータ
- ウ 基礎調査報告書 紙5部
- エ 会議等の運営補助のために作成した資料及び会議録
- オ ア～エの電子データ (CD-R)
- カ その他、発注者が指示するもの

(2) 業務が完了した際は、契約期間内に、発注者の検収を受けた上で、報告書これらのデータを格納した電子媒体を提出するものとする。

(3) 受注者から引渡しを受けた成果物に係る著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。以下同じ。）は、発注者に帰属するものとする。ただし、受注者が権利を有する著作で、あらかじめ受注者が明らかにするものを除く。

(4) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこととする。また、受注者の責に帰する事由により著作権関係の紛争が生じた場合は、受注者の責任において処理するものとする。

9 その他

(1) 受注者は、本業務の遂行にあたり、適宜発注者と打ち合わせを行うとともに、有益な提案を積極的に行うこと。

(2) 守秘義務として、本業務にあたり業務上知りえた内容を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。

(3) 本仕様書に記載されていない内容について、本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、別途協議の上決定するものとする。

以 上